

右又申(電)送致(付)

十

八、(電)送致

九、(電)送致

會社ノ發給シテ後ニ改換致シテ思(付)無年ノ後ニ因
テノ改換致シテ後ニ因(付)改換シテ後ニ因(付)改換

副記 要 求 書

一、時間改正ノ件

但シ就業時間ヲ十前八時ヨリ第五十九列車發車迄トスル事

后強リハ一時間ヲ増ス各々金貳拾銭ヲ支給スル事

二、差別待遇ヲ撤消スル事

三日給制度ヲ月給制度ニ改正スルコト

但シ最度月給金七拾四リ支給スルコト

四、昇給法制定スルコト (但シ年ニ回ノ事)

五、解職手當制定スルコト

(一) 考テ年迄リ四ヶ月分

(二) 七ヶ年迄ハ一ヶ年ヲ増ス毎一ヶ月分ヲ増ス事

(三) 七ヶ年以上ハ一ヶ年ヲ増ス毎一ヶ月半ヲ増ス事

六、退職手當ヲ制定スルコト

但シ三ヶ年以上七ヶ年迄ハ解職手當ノ二分ノ一七ヶ年以上ハ三分ノ一

七、今回ノ問題ニ関シ犠牲者ヲ絶對ニ出サハル事

右要求候也

昭和三年十二月二十一日

組合員一同